

令和8年 第1回

仁 木 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開 会 令和8年5月28日（木）

閉 会 令和8年5月28日（木）

仁 木 町 議 会

令和 8 年第 1 回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 令和 8 年 5 月 2 8 日（木曜日）午前 1 0 時 3 0 分 開会
◆場 所 仁木町役場 3 階議場

◆議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認について
令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 5 号）
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分事項の承認について
令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第 1 号）
- 日程第 8 承認第 3 号 専決処分事項の承認について
令和 7 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）
- 日程第 9 承認第 4 号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）
- 日程第 10 議案第 1 号 令和 8 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 2 号 令和 8 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 3 号 令和 8 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 4 号 令和 8 年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について
- 日程第 14 議案第 5 号 令和 8 年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 6 号 令和 8 年度みずほ 32 外壁等改修工事請負契約の締結について
- 日程第 16 選挙第 1 号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙

令和8年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 8年 5月28日(木) 午前10時30分
 閉 会 令和 8年 5月28日(木) 午後 2時08分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 参 事	奈 良 充 雄
総 務 課 長	本 多 弘 一	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	桂 下 友 芳	建 設 課 参 事	関 雅 樹
財 政 課 長	新 見 信	教 育 次 長	和 田 秀 文
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
企 画 課 長	齊 藤 正 吾	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(本 多 弘 一)
住 民 環 境 課 長	庄 司 良 佑	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員は、8名です。前田議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、ただいまから令和8年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、2番・山内議員及び3番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会の開催にあたり、本日、5月28日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には、議案11件が付議されております。

次に議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第8の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第9の専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第10から第12の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13から第15の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16の選挙については、指名推選で行います。

続いて会期について申し上げます。本臨時会の招集日は、本日5月28日木曜日、会期は開会が5月28日、閉会が5月28日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でありますが、当面する行事予定は、お手元に配付のとおりです。以上、議会運営委員会決定事項について、報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日5月28日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月28日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和8年第1回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。そして、原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り感謝申し上げます。

連日メディアはナフサ不足による今後の影響について取り上げており、世論調査でも、政府の説明に疑問視する割合が多くを占め、供給不安が広がっている状況にあります。政府は流通過程において物資の目詰まりが発生しているとの見方であり、そのことが解消されれば、供給開始も可能とのことでありますが、各企業が独自で対策を講じ始めているのを目の当たりにすると、国民の不安はさらに増長するものとなっております。現にナフサショックの影響で、石油由来の建築資材を中心に価格上昇や供給不安が見られるようになっており、特に断熱材や塗料、水回り資材の一部に影響が出ており、住宅価格の上昇や工期の遅延が懸念される状況にあります。また今後長期化すれば、身近な日常生活にも影響が出始め、生活の質や衛生面を守るための消耗品や日用品が不足し、値上がりすることも避けられない状況になります。そもそも中東情勢の緊迫化により、日常生活を支えるナフサへの依存が浮き彫りとなりましたが、これは資源小国である日本が長年抱えてきた構造的な問題でもあります。これまでもオイルショックやウッドショック、米不足、レアアース不足など様々な国際情勢や社会情勢のあおりを受けて、日本は対策を講じてまいりました。どこか1か所が止まると、全体が揺らぐ日本社会の脆さを感じざるを得ない現状の中で、地方行政においても、リスクヘッジを講じていく必要性があるものと再認識させられた次第であります。さて、本定例会には木村議会運営委員長からご説明ありましたとおり、承認4件、議案6件、計10件の議案を提出しております。格別のご審査を賜りますようお願い申し上げます。令和8年第1回仁木町議会臨時会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、仁木町民スキー場圧雪車庫外壁等補修工事について申し上げます。仁木町民スキー場圧雪

車庫外壁等補修工事につきましては、4月14日開催の仁木町議会全員協議会において、工期内の3月31日までに完成しなかった件について、工事の概要や経緯、進捗状況などを説明させていただきました。その後、4月15日に所管職員と工事監督員が現地調査を行い、作業が完了していることを確認し、工事受注者より同日付で工事完成通知書が提出されました。これを受けて、4月23日に工事監督員及び受注者立ち会いの下、検査員であります産業課参事が現地確認及び書類検査を実施し、手続きを終えたところであります。完成後、工事請負契約書の規定に基づき、期限である3月31日時点の出来形部分等に対する請負代金額を控除した額を基に、遅延日数である15日に乗じた額を違約金として5月11日に請求し、同日付で納付されたものであります。これらの状況を踏まえ、5月11日に仁木町建設工事等入札参加者指名停止審査委員会が開催され、同日から5月24日までの2週間の指名停止と議事結果が報告されたことから、私が承認したところであります。

本件につきましては、受注者や現場への確認が不十分であったため、工期内に工事が完成しない事態が生じたものであり、町民の皆さまの行政に対する信頼を損ねる結果となりましたことを、誠に申し訳なく、深く反省し、心よりお詫びを申し上げます。

次に、後志総合開発期成会総会及び要望活動について申し上げます。後志総合開発期成会の令和8年度定期総会が5月7日、倶知安町のホテル第一会館で開催され、横関議長と私が出席してまいりました。総会では、来賓として出席した瀧川後志総合振興局長や、村田道議会議員を始めとした道議会議員の皆さまから挨拶をいただいた後、令和7年度の事業報告の承認、歳入歳出決算の認定、さらに令和8年度の事業計画、歳入歳出予算の審議を行い、後志地域の振興に向け、引き続き全力で取り組むことを全会一致で確認いたしました。その後、各部会に分かれ、後志管内における令和9年度予算に向けた提言・要望事項を協議・決定し、その内容は「豊かで活力ある農山村地域の形成」を始めとする7分野67項目144事業となっております。このうち、本町の直接要望事項は、水利施設等保全高度化事業（余市川第2地区）、農地整備事業（仁木地区）、一般国道5号仁木町市街地の歩道拡幅、広域河川改修事業（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置、合併浄化槽設置整備、北海道横断自動車道の早期整備（黒松内～小樽間）、町道1番線の道道認定（路線昇格）の8事業であります。

昨日、後志段階の行動として、小樽開発建設部及び後志総合振興局に対する要望活動を行い、5月29日には北海道開発局及び北海道庁への要望活動、さらに6月5日には、中央省庁に対する要望活動に参加してまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊員の活動につきましては、町内のスポーツ振興や地域スポーツ関連施設の維持管理補助を行う小林久志さん、地場産品を使用した地域食堂を開業し、農業への従事を目指す菅原康晃さん、本町や本町産ワインの魅力を海外に向けて情報発信するほか、外国人住民と町民の交流活動を推進している松村孝明さん、子どもの学力意欲向上への取組と有害鳥獣駆除活動を行う深見俊介さん、SNS等で本町の魅力を広く発信するほか、仁木町観光協会事業にも協力している福重めぐみさん、川上あゆさん、地域計画の推進や農村コミュニティ活動の支援を行う服部聖さん、ワイナリー兼レストランの開業を目指す齊藤一さん及び外国人技能実習生など町内に在住している外国人の支援と文化交流による地域活性化を目指すダンヒェウチュンさんが、それぞれの分野で活動を継続しております。

また、本年5月1日からは、仁木町観光協会事業に協力いただきながら、町内の特産品を活用した商品開発・販売を目指す越智友見さん、猟友会と連携しながら有害鳥獣による農業被害の防止対策に取り

組む杉山僚さんの2名を新たに委嘱し、現在は、計11名の地域おこし協力隊員が活動しております。さらに今年度は、個人版ふるさと納税の推進を通じて、新規返礼品の開発や本町の魅力発信に取り組む隊員1名と、企業版ふるさと納税の推進を通じて、本町の地方創生事業を企業に発信し、応援していただける企業とのつながりを広げる隊員1名を委嘱し、計13名の体制で活動する予定であります。

今後につきましても、地域の皆さまと一緒にまちづくりを進め、隊員自身が積極的な活動を行えるよう、町としてもサポートするほか、町の広報紙やホームページ等を通じて、隊員の活動を町民の皆さまに周知してまいります。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。第32回余市川クリーンアップ作戦が、5月23日に好天の下で開催されました。当日は、午前9時から仁木町役場で開催式を行った後、参加者81名が各流域の担当箇所7か所に分かれて清掃活動に当たり、ごみ180Kgを回収し、正午頃には全地区事故なく終了することができました。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、余市川土地改良区、北海道信用金庫仁木支店、後志総合振興局保健環境部環境生活課、町内企業、各種団体、個人参加の皆さまに対し、心より御礼申し上げます。今後におきましても、余市川流域の環境保全活動に地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。また、クリーンアップ作戦の開始前には、仁木町役場福利厚生会の会員45名による役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、美化運動にも取り組んでおりますことを報告いたします。

行政報告は以上であります。別途お手元には、入札結果一覧表（議案第4号～第6号関連）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和8年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8682万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和8年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第1号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和8年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から、2ページ、22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額297万円を減額し、補正後の合計を51億8682万9000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。1款、議会費から、4ページ、14款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額297万円を減額し、補正後の合計を51億8682万9000円とするものでございます。

5ページ、第2表 繰越明許費でございます。3款、民生費、2項、児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、高校生世代子ども1人につき2万円を支給する事業で96万4000円、10款、教育費、6項、保健体育費、スキー場管理運営経費は、スキー場圧雪車庫補修工事で490万6000円を令和7年度に支出が終わらない見込みのため、それぞれ次年度に繰り越すものでございます。

6ページをお開き願います。第2表 地方債補正、変更でございます。緊急自然災害防止対策事業、河川改修につきましては、上尾根内川護岸改修工事など事業費の確定により地方債限度額を1億3330万円に減額し、銀山義務教育学校整備事業につきましても、事業費の確定により地方債限度額を9190万円に減額するものでございます。

7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は491万7000円の減、地方債は1830万円の減、その他は2266万5000円の減、一般財源は4291万2000円の増となっております。

9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、収入見込みにより9万7000円の追加、2目、法人も収入見込みにより66万2000円の追加。2項、1目、固定資産税は収入見込みにより40万3000円の追加。3項、軽自動車税、1目、環境性能割につきましては、額の確定により5万3000円の追加、2目、種別割は収入見込みにより5万円の追加。4項、1目、市町村たばこ税は額確定により200万3000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。2款、地方譲与税につきましては、いずれも額確定による増減で、1項、1目、地方揮発油譲与税は26万3000円の減額。2項、1目、自動車重量譲与税は103万2000円の追加。3項、1目、森林環境譲与税は24万1000円の減額でございます。

11ページ、3款、1項、1目、利子割交付金は、額確定により54万8000円の追加でございます。12ページをお開き願います。4款、1項、1目、配当割交付金につきましては、額確定により57万5000円の追加。

13ページ、5款、1項、1目、株式等譲渡所得割交付金も、額確定により157万5000円の追加でございます。

す。

14ページをお開き願います。6款、1項、1目、法人事業税交付金につきましては額確定により60万6000円の追加。

15ページ、7款、1項、1目、地方消費税交付金も額確定により851万6000円の追加でございます。

16ページをお開き願います。8款、1項、1目、ゴルフ場利用税交付金につきましては、額確定により58万9000円の減額。

17ページ、9款、1項、1目、環境性能割交付金は額確定により38万8000円の減額でございます。

18ページをお開き願います。11款、1項、1目、地方交付税につきましては、特別交付税の確定により3732万5000円の追加でございます。

19ページ、13款、分担金及び負担金、1項、負担金は、いずれも実績による減額で、1目、民生費負担金は56万8000円の減額、2目、衛生費負担金は6万9000円の減額、3目、教育費負担金は3万9000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。14款、使用料及び手数料、1項、使用料につきましても、いずれも実績による増減で、1目、総務使用料は39万2000円の追加、2目、民生使用料は16万円の減額、3目、衛生使用料は14万4000円の減額、4目、土木使用料は163万2000円の追加、21ページ、5目、教育使用料は3万4000円の追加でございます。2項、手数料、1目、総務手数料は実績により32万8000円の減額、2目、衛生手数料は1万3000円の減額、22ページをお開き願います。3目、農業手数料は5000円の減額でございます。

23ページ、15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、自立支援医療費、障害者自立支援給付費などの増減により620万円の減額。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、デジタル基盤改革支援補助金などの額確定により290万8000円の減額、2目、民生費国庫補助金は350万8000円の減額、24ページをお開き願います。3目、衛生費国庫補助金は35万5000円の追加で、いずれも額の確定によるものでございます。4目、土木費国庫補助金は、道路除雪費の追加支援補助金の交付などにより1395万6000円の追加、5目、教育費国庫補助金は、額確定により49万8000円の減額でございます。

25ページ、3項、委託金、1目、総務費委託金につきましては、実績により1万5000円の追加、2目、民生費委託金は、年金事務費の実績などにより2万円の追加でございます。

26ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金につきましては、実績により10万8000円の減額。2項、道補助金、1目、総務費道補助金は、額の確定により15万5000円の追加、2目、民生費道補助金は、北海道医療給付事業及び子ども・子育て支援交付金など額の確定により500万4000円の減額、27ページ、3目、衛生費道補助金は、額の確定により1万2000円の追加、28ページをお開き願います。4目、農林水産業費道補助金は事業完了による増減で445万2000円の減額でございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金は、衆議院議員選挙費の額確定などにより306万3000円の追加、29ページ、2目、農林水産業費委託金は、事業完了により19万8000円の追加、3目、土木費委託金は事業完了により1万3000円の減額でございます。

30ページをお開き願います。17款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入につきましては、収入実績により152万4000円の減額、2目、利子及び配当金は実績により3万円の追加。財産売払収入は、不動産売払収入、物品売払収入ともに収入実績なしにより6000円を減額し廃項としております。

31ページ、18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、収入見込みにより1450万円の減額、2目、総務費寄附金は、企業版ふるさと納税140万円の追加でございます。

32ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、繰入実績なしにより1000円を減額し、廃目。3目、ふるさと振興基金繰入金は、収入見込みにより1455万7000円の減額、5目、森林環境譲与税基金繰入金は額確定により139万3000円の減額でございます。

33ページ、21款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金につきましては、実績により7万4000円の減額。加算金と過料は収入実績なしにより、それぞれ1000円を減額し廃目。町預金利子につきましても一時運用利子の実績なしにより1000円を減額し、廃項。貸付金元利収入も収入実績なしにより4万円を減額し、廃項としております。

34ページをお開き願います。4項、受託事業収入、2目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は実績により15万3000円の減額、3目、地域支援事業受託収入も実績により103万3000円の減額でございます。5項、雑入、滞納処分費、弁償金、及び、違約金及び延納利息は収入実績なしにより、それぞれ1000円を減額し廃目。4目、雑入につきましては、37ページまで607万8000円の減額で、35ページ中段、スキー場圧雪車庫に係る共済金の減額、乳幼児等医療高額療養費の額の確定などの増減によるものでございます。

37ページをお開き願います。6目、過年度収入は、額の確定により548万6000円の追加でございます。

38ページをお開き願います。22款、町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、39ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては、41ページまで全て執行残で87万6000円の減額でございます。

42ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましても、委員報酬をはじめ、委託料など48ページまで全て執行残で803万6000円の減額でございます。

49ページをお開き願います。2目、交通安全推進費は、チャイルドシート購入助成などの執行残28万4000円の減額、3目、文書広報費は、需用費等の執行残70万3000円の減額でございます。50ページをお開き願います。4目、財産管理費も需用費、委託料の執行残266万2000円の減額、51ページ、5目、企画費は、52ページ、企業版ふるさと納税仲介手数料30万8000円の追加の他は全て執行残350万8000円の減額でございます。53ページをお開き願います。7目、公害対策費は執行残4万6000円の減額、8目、ふるさとづくり事業費は、ふるさと振興基金への積立て163万1000円の追加でございます。2項、徴税費、1目、税務総務費は、広域連合負担金及び町税還付金の額確定により69万7000円の減額、54ページをお開き願います。2目、賦課徴収費は執行残43万3000円の減額。3項、1目、戸籍住民登録費は、需用費などの執行残47万4000円の減額。

55ページ、4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費は、事務局経費の執行残13万6000円の減額、56ページをお開き願います。2目、参議院議員選挙費は財源内訳の変更、4目、衆議院議員選挙費は、選挙経費の執行残117万2000円の減額。

58ページをお開き願います。5項、統計調査費、1目、経済センサス費は財源内訳の変更。6項、1目、監査委員費は執行残15万1000円の減額でございます。

60ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会補助金の額確定及びぬくもり灯油助成金事業の完了により240万5000円の減額、2目、老人福祉費は532万円の減額で、62ページまで、介護予防事業などの完了及び介護事業補助金の額確定などによるものでございます。

62ページをお開き願います。3目、老人福祉施設費は、指定管理施設の修繕費等の執行残28万4000円の減額、63ページ、4目、心身障害者特別対策費は、障害福祉サービス費等扶助費などの執行残により1014

万2000円の減額、65ページをお開き願います。5目、国民年金事務費は執行残4000円の減額、6目、後期高齢者医療費は、健診委託料など事業完了により42万5000円の減額でございます。

66ページをお開き願います。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は355万9000円の減額で、68ページまで、一時預かり事業委託料、物価高対応子育て応援手当支給事業の完了などによる執行残でございます。69ページをお開き願います。2目、乳幼児等医療費は、扶助費などの執行残142万6000円の減額、3目、母子福祉費も同じく扶助費などの執行残47万5000円の減額でございます。70ページをお開き願います。4目、保育所費は財源内訳の変更、5目、児童福祉施設費は、すこやか子育て支援センター経費の執行残98万7000円の減額。71ページ、災害救助費は支出実績なしのため廃項でございます。

72ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、不妊治療助成金の事業完了などにより28万円の減額、2目、老人保健推進費は、健診委託料など全て執行残69万3000円の減額、73ページ、3目、予防費は、返還金の追加の他、予防接種の実績により703万9000円の減額、4目、環境衛生費は826万8000円の減額で、需用費及び各委託料等の執行残並びに、76ページ、北後志衛生施設組合負担金の額確定などによるものでございます。

77ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、執行残5万円の減額、2目、農業総務費は財源内訳の変更、3目、農業振興費は、農業次世代人材投資事業やハウス新設補助事業など、各種補助事業の完了により285万8000円の減額。78ページをお開き願います。4目、農用地事業費は、農業競争力強化基盤整備事業の執行残など569万5000円の減額、79ページ、6目、農道整備事業費は、事業費の確定により52万2000円の減額、7目、農用地再編開発事業費は、フルーツパークにき管理委託料35万3000円の減額。2項、林業費、1目、林業総務費は、豊かな森づくり推進事業などの執行残及び基金への積立額確定により298万9000円の減額でございます。

81ページをお開き願います。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、人件費の執行残38万円の減額、2目、商工振興費は1762万4000円の減額で、83ページまで、ふるさと納税特産品贈呈業務委託料の減額及びイベント補助金等の額確定によるものでございます。

84ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、ふれあい遊トピア公園及び果実とやすらぎの里公園の管理経費の執行残140万7000円の減額、85ページ、2目、土木機械管理費及び2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費は、いずれも財源内訳の変更、2目、道路維持費は、除雪対策経費の執行残1835万3000円の減額。

86ページをお開き願います。3項、河川費、1目、河川総務費は、上尾根内川護岸改修工事など事業費の確定により1690万8000円の減額。4項、住宅費、1目、住宅管理費は、町営住宅の管理経費の執行残89万6000円の減額でございます。

87ページ、9款、1項、消防費、2目、水防費につきましては、委託料など、水防対策経費執行残76万6000円の減額、3目、災害対策費は、需用費など防災無線管理経費の執行残25万2000円の減額でございます。

89ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては280万4000円の減額で、委員報酬などの執行残及び高等学校生徒通学費等補助金の額確定によるものでございます。

91ページをお開き願います。2項、小学校費、1目、学校管理費は764万3000円の減額で、特別支援員報酬をはじめ、学校施設管理委託料、通学バス運行委託料など、94ページまで全て執行残、94ページをお開き願います。2目、教育振興費は、就学援助費74万4000円の減額でございます。

95ページ、3項、中学校費、1目、学校管理費につきましては426万9000円の減額で、会計年度任用職員報酬をはじめ、学校施設管理委託料、中体連参加補助金など、97ページまで全て執行残、97ページをお開き願います。2目、教育振興費は就学援助費60万3000円の減額でございます。

98ページをお開き願います。4項、義務教育学校費、1目、学校建設費は、用地購入費の額確定などにより287万4000円の減額。5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は、修繕費及び図書備品購入などの執行残28万4000円の減額。99ページ、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、スポーツ推進委員報酬の執行残8万4000円の減額、2目、体育施設費はプール修繕費の執行残10万4000円の減額、3目、学校給食費は、給食提供数の減などによる執行残270万1000円の減額、101ページをお開き願います。4目、スキー場管理費は、スキー場看板作成事業の完了及び需用費の執行残など269万4000円の減額でございます。

103ページをお開き願います。12款、1項、公債費、1目、元金につきましては財源内訳の変更でございます。104ページをお開き願います。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、積立金1億5041万円の追加でございます。

105ページ、14款、1項、1目、予備費につきましては、執行残58万9000円の減額でございます。107ページ以降につきましては補正後の給与費明細書となっております。以上で承認第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）73ページの予防接種委託料で、これはどんな予防接種で残が出たのか、お知らせください。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）ただいまの質問にお答えします。

予防接種につきましては、今年度これだけの残になってしまったのは、主にコロナの予防接種、当初予定で予算を組ませていただいていたのですけれども、定期予防接種になったことによって、なかなか接種者が余りいらっしゃらなかったということで、ここが1番大きな要因となってございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと歳入の関係でお聞きしたいんですが、予算書の9ページ、町税の関係でお聞きしたいのですけれども、今回、予算書を見る範囲では、不納欠損がなかったということで、非常に徴収委員会の取組が良かったのかなと。これはすばらしいと思います。町税全体で3億7520万9000円となっていますけれども、前年度と比較してどの程度の増減があったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）ただいまのご質問は、町税全体でどれくらいの増加があったのかということのご質問と思います。町税につきましては町民税、そして固定資産税、軽自動車税ということでございますけれども、固定資産税、軽自動車税については、前年と大きく変更はございません。大きく変わった部分につきましては、町民税、そして市町村たばこ税が若干微増ですけれども、町民税が増額になったことが要因と考えられております。

ちょっと資料的には、3月末ではございませんけれども、町民税、2月上旬の時点で1億5000万円ほどの調定がございます。昨年度につきましては、令和6年度につきましては1億2500万円ということで、町民税だけで言いますと2500万円ほど増加している、調定額になりますので、収入額とはちょっと若干相違はありますけれども、増加しているというような状況で、財政課としてはですね、町民税の増加が

大きいものというふうに認識しております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それでは、次に31ページ、ふるさと納税の寄附額についてちょっとお伺いしたいんですけれども、まず令和7年度で、全体の件数は何件ぐらいあったのか。それでそのうち道外、道内それぞれ何件あったのか、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）申し訳ございません。ちょっとそこまでの資料を今は用意していないものですから、お時間をいただければと思います。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、8名です。

休憩前の佐藤議員からの質疑に対する答弁が残っております。奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）お時間をいただきましてありがとうございます。

まずですね、件数の方ですが、全体件数としては1万6482件、うち、道内が1025件、残りがですね、全て道外になりまして1万5457件となります。金額でいきますと全体の金額が、今これは集計ベースということでご理解いただきたいんですけれども4億5980万6700円、うち道内分がですね、3065万1000円、残りが道外となりまして4億2911万5700円となります。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

次にですね、1回の寄附額で最高の寄附額とその件数、それと1回の寄附額で1番多い寄附額が何件で幾らになったのか。ちょっとそれもお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、8名です。

休憩前に佐藤議員からの質疑に対しての答弁が残っております。奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）たびたび申し訳ございません。

まずですね、1回の寄附額の最高額なんですけれども、306万円となっております、これは85件分を集めて、85品と言った方がいいんですかね、85品分ということでの1回の寄附額というふうになります。内容につきましてはですね、銀山米での寄附というふうになっております。100万円超がですね、この他にもう1件ありまして、ちょっとそちらは調べきれなかったんですけれども、高額ということではこのくらいかなというところになります。それと、寄附の価格帯、返礼品の寄附の価格帯なんですけれども、1番納税をいただいている、寄附をいただいている価格帯がですね、5000円から1万円までの価格帯となりまして、これがですね、件数でいくと9707件、割合でいきますと59%となっております。その次が1万円

から2万円までで、件数でいきますと3998件、割合でいきますと24.3%。その次がですね、2万円から3万円までということで、これがですね、1288件、7.8%ということで残りはですね、かなりばらばらというような現状でございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）詳細なご説明ありがとうございます。

それでこの人気返礼品なんですけれども、これ毎年聞いているんですが、できればベスト3を教えてください。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）返礼品のですね、上位になりますと、まず品物でいきますとですね、サクランボが圧倒的に多いです。全体のですね、48.3%がサクランボとなっております。次がですね、お米でありまして34.6%となっております。その次がですね、ワインでして3.8%、次がジュースで3.4%というような内訳となっております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。ぜひ、これを参考にですね、今年度もしっかり取り組んでほしいと思います。

次にですね、予算書52ページの負担金補助及び交付金、この中で、家財道具処分等支援助成金ということで、今回100万円減額されていますけれども、この事業については、当初予算が100万円ということで記憶しているんですけど、丸々これが使われなかったということで、どういう取組をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）齊藤企画課長

○企画課長（齊藤正吾）お答え申し上げます。

家財道具処分等支援助成金につきましては議員仰いましたとおり、100万円を計上させていただいたところでございます。本制度を創設してから周知広報といたしましては、まず町内会の班回覧、それから町の公式ホームページですぐに掲載をさせていただきました。その後、空き家の所有者、こちらで把握している方々に対しまして要綱ですとかパンフレット等を郵送でお送りさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これ、そこまでやっていないということは、実際空き家の所有者の方にもそういう対応をしているということなので、今後とも、せっかくこれ、新しく創設された事業なので、何とかしっかり取り組んでほしいと思います。

最後にですね、予算書の89ページ、この中の委員報酬ということで、いじめ防止委員会報酬、それに関連しまして、このいじめ防止の委員会等々で、今回、それぞれ減額されているんですが、この委員会で、昨年、実施した委員会で、その協議の内容、それとその協議の内容によって現場でどういう対応をされたのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年度のいじめ防止委員会の関係でございしますが、令和7年度につきましてはですね、開催がございませんでした。開催がなかったため、今回、全額減額しております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）では、開催するとなれば、どんな状況の場合に開催されるのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）いじめ防止委員会の開催につきましてはですね、いじめの認定があって、学校の方でいじめの認知があって、そのあとですね、いじめの重大事態ということで、学校だけでは調査ができない内容とかにつきましてはですね、重大事態として認定をしながら、そこで第三者委員会を立ち上げて、いじめ防止委員会を開催するという内容になってございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ということは、昨年、令和7年度は重大ないじめがなかったということでの認識でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年度から、学校と今やりとりしている内容でございますが、学校の方として保護者の方から重大事態ではないのかというご相談があった案件はございます。今ですね、その部分につきましてはですね、第三者委員会を立ち上げる準備をしながらですね、令和8年度設置に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今これ、いじめはどこでもある話なんですけれども、重大までには至らなかったけれども、そこそこ小さいいじめという判定をされるというものは、実際、現場の方ではなかったのか、あるいは教育委員会にそういうものは報告されていなかったのか。全くないのであればよろしいんですけれども、その辺はどのような状況でしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）各学校のいじめの状況でございますが、いじめにつきましては、年間3回のいじめの調査ということを学校で行ってございます。その中ではですね、やはり子どもたちの多くが嫌な思いをしたと、直接いじめという言葉は使っていないんですけれども、学校生活の中で嫌な思いをしたことがあるかというようなアンケートの取り方をやってございまして、その中ではですね、数多くの子どもたちが嫌な思いをしているということで回答がありますので、そこにつきましては各学校の方で全て聞き取りを行って、それが解決した案件につきましてはですね、学校の方でも教育委員会の方に上げてくると、解決しない案件につきましてはですね、その後解決するまで調査を続けながら、そして、どうしても解決にわからない案件につきましてはですね、保護者の方とも相談させてもらいながらですね、解決に向けて、委員会の立ち上げということもですね、視野に入れながら相談させてもらっているという内容でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和8年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8508万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第2号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和8年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額250万7000円を減額し、補正後の合計を1億8508万1000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額250万7000円を減額し、補正後の合計を1億8508万1000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せ

たもので、右側の財源内訳ですが、その他が183万9000円の減、一般財源が66万8000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、1目、国民健康保険税につきましては、収入見込みにより88万4000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、証明手数料につきましては収入見込みにより3万2000円の追加、2目、督促手数料は、額の確定により、目を新設して6000円の追加でございます。

7ページ、4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては7000円の減額。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は29万6000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。6款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、1目、延滞金につきましては額確定により7万1000円の減額。預金利子は収入実績なしにより1000円を減額し廃項。3項、1目、雑入は額確定により1000円の減額。4項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料も額確定により187万7000円の減額でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては全て執行残で5万3000円の減額でございます。

10ページをお開き願います。2項、徴税費、1目、賦課徴収費は財源内訳の変更、3項、1目、審議会費は執行残で2万4000円の減額でございます。

11ページ、2款、保健施設費、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては、健診委託料の執行残で187万5000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。公債費につきましては、借入れなしにより14万円を減額し、廃款としております。

13ページ、4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険税還付金につきましては執行残31万4000円の減額、償還金は支出実績なしのため1000円を減額し廃目としております。

14ページをお開き願います。予備費につきましても、支出実績なしにより10万円を減額し、廃款としております。15ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で承認第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、8名です。

日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和8年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9411万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第3号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和8年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額118万8000円を減額し、補正後の合計を9411万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額118万8000円を減額し、補正後の合計を9411万2000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、後期高齢者医療保険料から 6 款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 4 款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が1000円の増、一般財源が118万9000円の減となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、1 項、後期高齢者医療保険料、1 目、特別徴収保険料につきましては、収入見込みにより 8 万円の減額、2 目、普通徴収保険料も収入見込みにより100万7000円の減額でございます。

6 ページをお開き願います。2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、1 目、証明手数料につきましては、収入見込みにより1000円の追加。

7 ページ、3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事務費繰入金につきましては、収入見込みにより 7 万7000円の減額でございます。

8 ページをお開き願います。5 款、諸収入、1 項、延滞金、加算金及び過料、1 目、延滞金につきましては、収入見込みにより3000円の追加、過料につきましては、収入実績なしにより1000円を減額し廃目、2 項、償還金及び還付加算金、1 目、保険料還付金は、額確定により 2 万5000円の減額。預金利子及び雑入につきましては、収入実績なしにより、それぞれ1000円を減額し廃項としております。

9 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費につきましては、執行残で25万9000円の減額。

10 ページをお開き願います。2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額確定により82万5000円の減額でございます。

11 ページ、3 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、保険料還付金につきましては額確定により 5 万4000円の減額でございます。

12 ページをお開き願います。予備費につきましては5 万円を減額し、廃款としております。13 ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で承認第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第4号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第4号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和8年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和8年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第4号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）につきましてご説明申し上げます。

本条例は令和8年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が本年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、町民税は、特定配当に該当する所得の追加、固定資産税は地方税の減額措置規定の追加及び割合の改正、軽自動車税は環境性能割の廃止に伴う条文の整理でございます。

それでは、改め文の朗読を省略し新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。

1ページ、第18条の3及び第19条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の整理。

2ページをお開き願います。第33条は、特定配当等に該当する所得の追加による文言の整理でございます。第80条及び、3ページ、第81条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の整理、同じページ、3ページ改正前の第81条の3から4ページ、最下段第81条の8までにつきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条文の削除でございます。

5ページをお開き願います。第82条から、8ページになります。第91条までにつきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う文言の整理でございます。同じページ、附則になります。改正前の附則の第7条の3につきましては、住宅ローン控除の見直しに合わせた地方税法附則第5条の4の規定の削除に伴う条文の整理でございます。

9ページをお開き願います。改正後の附則第7条の3は、地方税法附則第5条の4の規定の削除に伴う

条文の整理となつてございます。

10ページをお開き願います。第8条につきましては、特例期限を令和12年度まで延長する旨の改正でございます。第10条の2は、12ページまで、法律改正に伴う項ずれによる引用条文の改正及び市町村独自に割合を定める減額措置、わがまち特例の規定の追加でございます。

12ページをお開き願います。第10条の3、及び15ページ、第10条の4につきましては、地方税法施行令改正に伴う項ずれによる引用条文の改正及び文言の整理。

16ページをお開き願います。第10条の5につきましては、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに新設するものでございます。

18ページをお開き願います。改正前の15条の2から、20ページの第15条の6までにつきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条文の削除でございます。

20ページをご覧ください。第16条、及び21ページ、第16条の2につきましては軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の整理でございます。

続きまして、22ページをお開き願います。第16条の3、23ページ、第16条の4及び第17条につきましては、本条例改正に伴う引用条文の改正でございます。

24ページをお開き願います。24ページ第17条の2につきましては、法改正により課税の特例期限を延長する旨の改正となつてございます。

25ページをお開き願います。こちら第18条から28ページの第20条の3まで、こちらにつきましては、本条例改正に伴う引用条文の改正、削除でございます。

29ページをお開き願います。29ページからは、附則でございます。附則の第1条は施行期日に関する規定で、令和8年4月1日から施行するものとなつてございます。附則の第2条及び附則第3条は、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を定めており、令和7年度以前は従前の例による旨を定めております。

30ページをお開き願います。附則の第4条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴いまして、平成26年6月23日改正の仁木町税条例の一部を改正する条例、そちらの附則第6条中、種別割の文言を削除するものでございます。次のページの新旧対照表1ページにつきましては、ただいまご説明しました当該改正の新旧対照表となっております。以上で承認第4号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第10 議案第1号

令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第1号『令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1678万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2583万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第1号、令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。16款、道支出金、19款、繰入金及び21款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額に補正額1678万9000円を追加し、補正後の合計を59億2583万2000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費までを補正いたしまして、歳出合計額に補正額1678万9000円を追加し、補正後の合計を59億2583万2000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金が3520万円の増、その他は5万6000円の減、一般財源は1835万5000円の減となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。16款、道支出金、2項、道補助金、1目、総務費道補助金につきましては、役場庁舎防護施設化に係る原子力災害対策事業費補助金3520万円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1835万5000円の減額でございます。

7 ページ、21款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては、会計年度職員の任用に伴う増減により、社会保険料5万6000円の減額でございます。

9 ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、人事異動により報酬等435万8000円の減額。

11ページをお開き願います。2項、徴税費は、人事異動により給料等624万円の減額でございます。

13ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、137万3000円の減額。

14ページをお開き願います。2目、老人福祉費は98万2000円の減額、15ページ、5目、国民年金事務費は228万2000円の減額、6目、後期高齢者医療費は、人件費分繰出金19万1000円の減額、いずれも人事異動によるものでございます。

16ページをお開き願います。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、子育て支援事業の利用見込みの増加により10万4000円の追加でございます。

17ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては861万4000円の減額で、人事異動等に伴う人件費及び人件費繰出金の減額でございます。

18ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務費につきましては、人事異動により268万6000円の減額。

19ページ、7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、人事異動により508万4000円の追加。

20ページをお開き願います。2目、商工振興費は、商工業振興資金の借入に係る保証料補助金の申請増加により3000円の追加でございます。

21ページ、9款、1項、消防費、3目、災害対策費につきましては、役場庁舎の防護施設化に伴う実施設計委託料3580万5000円の追加でございます。

22ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては、人事異動により81万6000円の減額でございます。23ページ、6項、保健体育費、3目、学校給食費も人事異動により333万5000円の追加でございます。25ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号

令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第2号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算

（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億161万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第2号、令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。5款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額152万4000円を減額し、補正後の合計を2億161万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額152万4000円を減額し、補正後の合計を2億161万5000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が152万4000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。5款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う職員人件費分232万1000円の減額、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、財源調整として79万7000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、9ページまで、人事異動に伴う職員人件費152万4000円の減額でございます。11ページ以降につきましては補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号

令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第3号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億397万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第3号、令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額19万1000円を減額し、補正後の合計を1億397万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額19万1000円を減額し、補正後の合計を1億397万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が19万1000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、標準報酬の改定等に伴う職員人件費分19万1000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、標準報酬の改定等に伴う職員人件費分19万1000円の減額でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号

令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第4号『令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について。令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 契約の相手方、余市郡余市町大川町15丁目6番地1、和田建設工業株式会社 代表取締役社長 和田哲也でございます。2. 契約金額は、5588万円で、うち消費税及び地方消費税分が508万円となっております。3. 工期は令和8年6月5日から令和8年12月10日までとなっております。

詳細につきましては、関建設課参事の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）議案第4号、令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は5668万3000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表1ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者5者を指名し、5月22日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、和田建設工業株式会社が落札しております。落札金額につきましては5080万円でありまして、この金額は入札書比較価格5153万円に対し98.6%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては5588万円で、予定工期につきましては令和8年6月5日から令和8年12月10日でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、北町3丁目地内の町道仁小中線の両側に路側帯及び側溝を設置し、道路延長189m、造成幅員を7mとした道路土工、排水構造物工及び舗装工、区画線工、道路付属物工などの改良工事を行うものでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）1点だけお伺いします。近年、建設資材が高騰しているということで、調べたところ2021年から2026年、この5か年で建設費全体で30%から40%アップしているということで、今回この工事に際して、その前段で令和6年度に仁小前線、令和7年度・8年度は、仁小中線を2工区に分けてそれぞれ発注するというので、3か年の工事になりますけれども、この定規図、断面図ですね、これを見ますと、この仁小前線も一緒に定規図になるかと思います。そこでこの3か年でどれだけ単価が上昇しているのか。この道路工事するのに1m当たりの単価でどのぐらい上昇しているのか、ちょっと説明願います。

○議長（横関一雄）関連建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）ただいまの佐藤議員のご質問ですけれども、まず、令和6年度に行いました町道仁小前線改良工事の延長291mこれに対しての直接工事費といたしまして、メートル当たり12万1683円、同じく令和7年度に行いました仁小中線改良工事延長が186m、こちらの直接工事費といたしましては、メートル当たり14万1774円、令和6年度と比較して約16%の増、また、令和8年度、今年、今回上程してございます仁小中線改良工事延長189mにつきましては、直接工事費といたしまして、メートル当たり14万7671円で、令和7年度と比較して4%の増、また、令和8年度と令和6年度を比較した場合は、直接工事費でメートル当たり21%の増となっております。以上です。

○議長（横関一雄）他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号

令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第5号『令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について。令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 契約の相手方、小田・宮本経常建設共同企業体、代表者 小樽市張碓町226番地、株式会社小田組 代表取締役 齊藤克弘となっております。2. 契約金額、7106万円うち消費税及び地方消費税分が646万円となっております。3. 工期は令和8年6月5日から令和8年12月10日までとなっております。

詳細につきましては、関建設課参事の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）議案第5号、令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は7211万6000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表3ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者4者と1経常建設共同企業体の計5者を指名し、5月22日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、小田・宮本経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては6460万円でありまして、この金額は入札書比較価格6556万円に対し98.5%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては7106万円で、予定工期につきましては令和8年6月5日から令和8年12月10日でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、仁木町大江1丁目地内の町道七曲線七曲橋の主桁の塗装塗替え、下部工の断面修復を行う工事でございます。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。3番・木村議員。

○3番（木村章生）1点お伺いします。この七曲橋はかなり老朽化してしまっていてですね、幅もかなり狭い橋と認識しております。どのような方法で塗装工事だとかをするのか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）ただいまの木村議員の質問にお答えします。

今回の補修工事につきましては、主に橋りょうの主桁、こちらの塗装工事がメインでございます。主桁の塗装工事を行う場合には、まず橋の方に足場を組みまして、足場を設置した後に橋りょう補修を行う形になります。先ほど木村議員がご心配しておりました車両の通行につきましては、一時的に足場をかけるときに車両の通行止めはありますが、足場を設置した後につきましては、工事車両、また一般の方の通行については一切支障が出ないように工事を進めてまいります。以上です。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）ここは一般住宅もありますし、また農業でですね、奥の方に通っている農家さんもお

ります。一時的というんですけれども、季節的にはだいたいいつ頃の予定をしているんでしょうか。工期は決まっていますけれども、実際工事に入るのに。

○議長（横関一雄） 関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）ただいまの工期のご質問でございますが、おおよそ6月下旬頃より仮設の足場を架け次第、7月から9月をめどに主桁の塗装工事、その塗装工事終了後、9月から10月に下部の補修工事を進めていく流れでございます。以上です。

○議長（横関一雄） 3番・木村議員。

○3番（木村章生）9月から10月というようなお話がありましたけれども、この奥には田んぼとかいろいろありましてですね、結構、交通量が増える橋になっています。それで、近隣の住民への説明はもう終わっているんでしょうか。

○議長（横関一雄） 関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）ただいまのご質問にお答えいたします。

地権者におきましては、昨年度、令和7年度に行いました調査測量設計の際にですね、およその工事内容、また工事時期についても説明をしております。またこの度、業者が決まりましたら、業者とともに詳細な日程を詰めまして、再度地権者の方にご説明に上がりたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄） 3番・木村議員。

○3番（木村章生）十分お話し合いをしてですね、迷惑のかからないように工事の方を進めていただきたいと思います。わかりました、ありがとうございます。

○議長（横関一雄） 他にありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号

令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄） 日程第15、議案第6号『令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 議案第6号、令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約の締結について。令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和8年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 契約の相手方、阿部・三上経常建設共同企業体、代表者 小樽市緑1丁目5番1号阿部建設株式会社 代表取締役 中野 豊でございます。2. 契約金額、1億9250万円うち消費税及び地方消費税分が1750万円となっております。3. 工期は令和8年6月3日から令和8年12月18日までとなっております。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第6号、令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億7585万円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表、5ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者2者と3経常建設共同企業体の計5者を指名し、5月22日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、阿部・三上経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては1億7500万円でありまして、この金額は、入札書比較価格1億7585万円に対し99.5%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億9250万円で、予定工期につきましては、令和8年6月3日から令和8年12月18日でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、東町1丁目9番地10の町営住宅みずほ32A棟・B棟の外壁塗装及び屋上防水改修、共用廊下、バルコニー等の床の改修、プロパン庫等の屋根の改修、雁木・階段室の共用部照明器具の改修、物置や電気盤等の構成建具の塗装及びバルコニー手すりの塗装改修、外部の換気フード取替、各出入口の外構などの改修でございます。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）1点だけお伺いします。この改修工事については、大量の塗料を使用することになると思いますけれども、現状、中東情勢の関係で塗料が足りないだとか、手に入らないだとか、そういうことも言われていますけれども、実際のところ、そういうことで工事に影響が出ないのか。その辺のことに、落札業者の方と打ち合わせはしているのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）ただいまのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおりですね、報道ではですね、中東情勢の影響等により一部の建設資材の品薄状態が生じており、材料の確保が難しくなっている状況は把握してございます。本工事の影響につきましては、まず発注前にですね、塗装、防水各メーカーからの聞き取りや、今回ですね、落札した業者にも改めて確認を行ったのですが、各業者からはですね、資材は品薄傾向にあるものの本工事分の資材等は確保しているため十分な施工が可能であると回答を得ておりますので、現時点ではございますが、工期内での施工が可能と判断しているところでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 選挙第1号

後志教育研修センター組合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第16、選挙第1号『後志教育研修センター組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を局長にさせます。可児局長。

○議会事務局長（可児卓倫）後志教育研修センター組合議会議員の選挙について、説明いたします。

別冊議案書の1ページをお開き願います。後志教育研修センター組合議会議員の定数は同組合同規約第6条第1項において20人とし、関係市町村の長及び議会議員のうちから選出すると規定されております。また、選出方法については、規約第6条第2項において、関係市町村の長及び議会が協議によって選出したもの1人と規定されております。さらに、申し合わせ事項では、構成市町村選出議員は各市町村1人となるため、組合議員の任期満了のときは各市町村において首長と議会選出議員とを交替すると規定されております。現在、本町からの選出議員が佐藤町長であるため、今回の改選では議会議員の中から選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、令和8年7月1日から令和12年6月30日までであります。規約第7条の規定により、関係市町村の議会の議員が任期満了の場合は、その市町村の議会において直ちに組合議員を選出しなければならないと規定されておりますので、この度の選出議員の任期は令和8年7月1日から令和9年8月9日までとなります。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

お諮りします。本件、後志教育研修センター組合議会議員の選挙の方法については、先に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

後志教育研修センター組合議会議員に木村議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した木村議員を後志教育研修センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました木村議員が後志教育研修センター組合議会議員に当選しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時04分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和8年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決を賜り衷心より御礼を申し上げます。

行政報告の中でも触れましたが、昨日は毎年行っております後志総合開発期成会の後志要望ということで、横関議長とともに小樽開発建設部や後志総合振興局へそれぞれの部会に分かれて要望活動をしてまいりました。明日は北海道要望活動で、北海道庁や北海道開発局等へ訪れ、来週からは中央要望活動となっており、各関係省庁や国会議員の方々のところへ要望を行ってまいります。

現在私は農林部会の部会長を仰せつかっており、後志地域農業の課題解決に向けて部会メンバーとともに各関係省庁に対し提言や要望を行っておりますが、毎年同じことの繰り返しといった惰性的なものではなく、管内の共通課題として、緊急性の高い問題に対し提言や要望を行っているところであります。

今回は、重点要望として、近年深刻化しているヒグマやエゾシカなどによる農業への鳥獣被害について要望しており、地域農業の維持発展に直結する喫緊の課題であると捉え、防除策の実施、狩猟者の確保や育成、捕獲後の適正な処理など、総合的かつ実効性のある鳥獣被害対策の強化が本町も含めて管内の自治体から強く求められているものであり、各関係省庁に対して訴えてまいります。また連日、熊に関する報道を目にする中で、全国各地で多くの被害が発生しているにもかかわらず、根本的な対策が講じられていない実態を鑑みると、地域から声を上げて、このことは地域だけの問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として熊などの野生鳥獣による被害を防ぐことが急務であるとの地域の声を届けてまいります。

最後になりますが、来月には定例会も控えており、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本臨時会閉会にあたっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和8年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時08分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和8年5月28日（1日間）

（開会 ～ 午前10時30分 ／ 閉会 ～ 午後2時08分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認について 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）	R8.5.28	承認可決
承認第2号	専決処分事項の承認について 令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	R8.5.28	承認可決
承認第3号	専決処分事項の承認について 令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	R8.5.28	承認可決
承認第4号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	R8.5.28	承認可決
議案第1号	令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	R8.5.28	原案可決
議案第2号	令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	R8.5.28	原案可決
議案第3号	令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R8.5.28	原案可決
議案第4号	令和8年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について	R8.5.28	原案可決
議案第5号	令和8年度町道七曲線七曲橋補修工事請負契約の締結について	R8.5.28	原案可決
議案第6号	令和8年度みずほ32外壁等改修工事請負契約の締結について	R8.5.28	原案可決
選挙第1号	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	R8.5.28	当 選